

令和7年度釧路市地域包括支援センター設置法人等について

地域包括支援センターの設置・運営者につきましては、高齢者が住みなれた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう、公正・中立な機関として事業等を適切に運営することができるかと認められる法人等に委託できるとされています。

釧路市では、直営で事業実施している阿寒・音別地域を除き、西部地域（医療法人豊慈会）、中部北地域（社会福祉法人釧路啓生会）、中部南地域（社会医療法人道東勤労者医療協会）、東部北地域（社会医療法人孝仁会）、東部南地域（社会福祉法人釧路市社会福祉協議会）において、それぞれ社会医療法人（西部地域は医療法人）及び社会福祉法人に委託し実施しています。

【事業内容】

事業内容としては以下のとおり（１）包括的支援事業（２）任意事業（３）介護予防・日常生活支援総合事業（４）指定介護予防支援事業を行うこととしています。

（１）包括的支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項、
第 115 条の 48 第 1 項、第 2 項）

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④ 在宅医療・介護連携推進事業
- ⑤ 生活支援体制整備事業
- ⑥ 認知症施策推進事業
- ⑦ 地域ケア会議推進事業

（２）任意事業（介護保険法第 115 条の 45 第 3 項）
釧路市認知症高齢者地域サポート事業
（認知症サポーター養成講座・スキルアップ講座）

（３）介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項）
① 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者把握事業（実態調査事業）
② 介護予防ケアマネジメント
③ 一般介護予防事業

（４）指定介護予防支援事業（介護保険法第 115 条の 22）

【令和7年度委託方針】

指定介護予防支援事業においては、一部（介護予防ケアプラン作成）を居宅介護支援事業所に対して偏りなく委託を行っており、概ね適正である事を確認しています（資料 1-3）。

また、地域包括支援センターにおいては、全包括を対象とした質的評価の他、阿寒地域、中部南地域、東部南地域では実地面談において適正な運営を確認しています。

設置法人より提出された令和7年度地域包括支援センター職員配置計画（資料 4）においても、引き続き専門職配置基準を満たしています。

以上の点より、今後もより一層、地域包括支援センター事業運営の充実を図り、令和7年度における運営についても、現行の法人に継続したいと考えています。